連携協力に関する包括協定書

いなべ市（以下「甲」という。）と株式会社モリサワ（以下「乙」という。）は、次のとおり連携協力に関する包括協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第１条（目的）
本協定は、甲及び乙が、互いの人的・物的資源等を活用することで、幅広い分野で相互の連携及び協力関係を築き、また、この関係に基づいて地方創生等の諸課題に取り組むことにより、新たな地域活力の創出、地域経済の発展及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

第２条（連携協力の内容）
甲及び乙は、前条の目的を達成するため、それぞれ法令の範囲内で、次に定める取り組みを行うことにより、相互の連携及び協力を図る。

１）甲の取り組み
- イ. 乙のツール・サービス（乙のソフトウェアその他のツール及びサービスを含む。以下同じ。）を活用し、次に掲げるものを目的とした取り組みを実施すること
  - イ）地方創生の推進
  - ロ）関係人口創出の振興
  - ハ）観光の振興
  - ニ）人材の育成
- ロ. 乙のツール・サービスを業務上利用することにより得られた知見・課題及び乙のツール・サービスの普及のため有用と認められる情報等を乙に提供すること、また、乙が提供された情報等を活用するために必要な支援を行うこと
- ハ. 乙と協力し、本協定の成果を、市内外に広く告知し、乙のツール・サービスの普及に努めること。

２）乙の取り組み
- イ. 前号イに定める取り組みを支援すること。
- ロ. 乙は、甲が乙のツール・サービスの効果的な利用方法に関する指導・研修等、必要な支援を市職員及び住民等に対して行うこと。
- ハ. 乙は、甲と協力し、甲の成果を広く一般に告知し、乙のツール・サービスの普及に努める。

第３条（経費）
１．甲は、前条に定める甲の取り組みを実施するために必要な経費を負担し、乙は前条に定める乙の取り組みを実施するために必要な経費を負担する。
２．前項の規定に関わらず、前条２）の取り組みを行うにあたり、外注制作費等の費用が発生する場合には、甲乙間で、その費用負担について別途協議する。
３．甲及び乙は、前条に関する取り組みについて、効果的かつ具体的に進めるため、必要に応じて協議を行う。

第４条（協定期間）
本協定の有効期間は、本協定締結日から令和２年３月３１日までとする。但し、本協定の有効期間満了の１か月前までに、甲または乙のいずれかから書面による申し出がない場合、本協定の有効期間の満了から１年間、同一内容で更新するものとし、以後も同様とする。

No. 1911061256

第５条（信義誠実の尊重）
甲及び乙は、相互に協力し、誠実に本協定の内容を履行するものとする。

第６条（守秘義務）
甲及び乙は、本協定に基づく活動に関し、相手方から知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後５年間、その一切について守秘義務が課せられていることを確認する。但し、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

第７条（雑則）
本協定に定めるもののほか、連携の実施に関し必要な事項及び疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙がその都度協議して決める。

本協定締結の証として本協定書を２通作成し、それぞれ自署の上１通を保有する。

令和２年１月１５日

甲　三重県いなべ市北勢町阿下喜３１番地
いなべ市
市　長

乙　大阪市浪速区敷津東二丁目６番２５号
株式会社モリサワ
代表取締役社長